

日時	令和 7（2025）年 1 月 28 日（火） 14：00～16：00
場所	川崎市役所会議室（委員はテレビ会議で参加）
出席者	《委 員》村尾会長、板井副会長、阿部委員、新井委員、岩崎委員、岡田委員、戒能委員、北野委員、嶋田委員、樋口委員、松本委員、森委員（12名） *欠席者 橋本委員 《事務局》人権・男女共同参画室 長沼室長、押田担当課長、高山担当係長、高橋専門調査員 出席者 合計 16名
傍聴者	0名
議題	（1）第 6 期男女平等推進行動計画の答申について （2）その他

議題（1） 第 6 期男女平等推進行動計画の答申について

《事務局から、資料 1、資料 2の説明》

（村尾会長）事務局からの説明について、何か御意見や御質問はあるか。

（板井副会長）まず細かい点として、資料 2 の 2 ページ、計画の一体化の意義の個所で「性に起因する格差や不利益な扱い」とあるが、女性であることによって差別を受けることを踏まえると「性に基づく格差や不利益な扱い」としたほうがよい。12 ページの計画の目標値の表は、策定時と現状値の数値の記載位置がずれているので調整が必要である。15 ページの一つ目の「女性支援においては」のあとに「経済的困窮や健康、将来の不安」とあるが、健康は不安にかかるかと思うので「経済的困窮、健康や将来の不安」にしたほうがよい。なおどこかに半角スペースがあったので修正を。第 3 章の現行の取組状況について、答申は審議会の文書であるので、市役所のそれぞれの部署が取組を実施していることがわかるような書き方のほうがよい。今の記載だと、審議会が部署であるかのような説明になっているので、第三者が取組状況を紹介するといった書き方はどうか。一番の問題は第 4 章で、項目の順番が現状、女性支援法に関する支援、2 番目に男女共同参画における広報の推進、政策方針決定過程への女性の参画拡大、働く場、男性に向けた男女共同参画の推進、防災、男女共同参画施策を推進する体制の充実とある。流れとして一般的な話と個別具体的な話がありあまりうまく整理できていない気がする。例えば、5 番目の男性に向けた男女共同参画の推進は最後か 6 番目にしたらどうか。また最初に 3 番目の女性の参画拡大を持ってきて、あと個別領域にわたるやり方もあるのではないかと。順番の流れには再考の余地がある。

（高橋専門調査員）御指摘いただいた記載に関する修正は全て反映する。最後の第 4 章の項目の順番については、他の委員からの御意見も踏まえ御判断いただけるとありがたい。事務局としては今回の答申の重点項目は、女性支援法に基づく計画策定だと認識しており冒頭に位置付けた。男女共同参画施策を推進する体制の充実、行政側の課題であり 1 から 6 の全般に関わるため最後に位置付けた。2～6 については、現行計

画の記載順で暫定的にこの順番とした。

（戒能委員）第4章の項目の順番について、やはり今回の女性支援が重点項目の一つであり、全体の課題また行政の体制の問題でもある。このため、現在の提案のとおり、最初に女性支援を位置付けることに賛成である。ただ2以降は難しい。2の広報や教育については、各委員の関心も高く、積極的な御提案もあったが、どこに置くか検討の余地がある。また3の意思決定過程への女性の参画拡大、就労、男性、防災と来るが、男性にとっての男女共同参画を前に持ってきて、2の広報の後ろに置くことも考えられる。日本全体で男性の意識が変わらない点をどう結びつけるか、皆さんから御意見いただけるとよい。

また、女性支援法で提起された課題であるが、男女共同参画の推進においても課題であると感じるのが、民間団体の位置づけ、民間団体を掘り起こし、民間団体と一緒に男女共同参画社会を推進することを市の施策として明確に示した方がよいのではないか。この点を最後の体制の充実に位置付けるか、それとも冒頭に置くかぜひ検討いただきたい。もう一つ、男女共同参画の推進に関して、行政の各分野で男女共同参画の視点を持って施策を推進すると記載されているが、それをもう少し前面に出せないか。行政として言いにくいかもしれないが、重要な点である。審議会としては男女共同参画の担当部署だけがやるのではなく、教育は既にかかれていますが、福祉や就労など全ての部署が関連するという認識であり、その点を明記してほしい。

4番目の就労も重要な課題で川崎市でも努力してきた。22 ページ（2）に今後の方向性があり、「かわさき☆えるぼし」等は書かれているが全国的な傾向はどうか。また 21 ページに川崎市の状況も書かれているが、川崎市の特徴や現状の課題として、半数近くが非正規でそれが変わっていない。それを反映したような課題解決、今後の方向性を書くべきではないか。もともとキャリア支援や就労支援をやっているが、その中でも非正規雇用が多い、中小企業が多いという特徴がある。全国的にも正規の賃上げを非正規にも反映するとか、中小企業の取組が重視されるなど経済団体の考え方も変わってきている。非正規雇用の処遇改善も 22 ページにあるが、埋没している印象も受ける。非正規雇用の問題、処遇改善は賃金だけではなく、正規雇用への転換など色んな取組が含まれる。中小企業の経営面の問題が先行し、また女性の働き方が中小企業の効率を考えると受け入れられないといった実態から、あまり具体的には踏み込めないとしても、非正規雇用の雇用改善について現実に対応するような文言、あるいは強調するような文言を入れるなど検討してほしい。なお、22 ページに「地域に名指した」は「根差した」か。またその後「、「根差した就職決定もつなげています」という箇所の意味が取りにくいので修正が必要である。23 ページに「男女間の賃金格差の解消」、「企業に対し法改正等の周知啓発」とあるが、ここも何か言葉が抜けている感じがするので確認を。

（高橋専門調査員）順番に関して、戒能委員から女性支援を重点項目として一番目に位置付け、2の広報と5の男性にとっての男女共同参画をつなげるという御提案をいただいた。となると、1、3、4、2、5か、1、2、5、3、4にするかという案があるかと思う。二点目の民間団体との連携については、7の男女共同参画を推進する体制の充実の個所で加筆する。全ての施策の推進において男女共同参画の視点を持つという点も、重要な御指摘として7の個所を修正する。4の就労については、今回審議会でも多く議論の時間が割けず一般論の記載に留まっていなかったか懸念していた。御指摘いただいたとおり、川崎市の特徴として、全国と同様に非正規雇用が女性の雇用形態で多くなっていること、また中小企業が多いという点を踏まえ、就労支援における非正規雇用の問題への対応などを補足する。今の文章構成も再検討し、非正規雇用の問題をもう少し強調する形で修正する。自治体として非正規雇用の問題にどのように対応するかは難しい問題で、国の法律に規定される面は大きいですが、男女共同参画センターの事業では非正規や不安定就労の方のハラスメント経験も多いことが把握されている。センターでもキャリア支援などを行っており、相談支援の中で非正規雇用の問題に取り組める点はあると思うので、その点も記載する。

（戒能委員）民間団体との連携については、民間団体代表の委員から御意見あればぜひ伺ってみたい。

（松本委員）戒能委員の御意見に関連するが、21 ページの図表 25 に関して、年齢別の雇用形態別の割合が言及されているが、それに対応する表がない。またその後に「子どもの年齢別にみると、6歳未満の子ども

がいる世帯の共働き率は60.8%」とあるが、図表26を踏まえると60.9%ではないか。22ページの中ほどの「られます」という箇所は1文字分のスペースがあるので修正を。全体像としては、31ページで体系図案が示されているが、これと12ページ以降の第4章の計画策定に当たっての重要な事項はどのように関連しているのかが分かりづらいように感じた。また、各7項目の構成として、(1)に現状・課題があり、(2)に今後の方向性があるが、何を達成するために(2)に取り組んでいく必要があるのか、項目立てがされていないので個別の矢印が羅列されている印象を受ける。例えば、矢印の1行目にタイトル、項目、テーマのような一言を記載し、かつ矢印ではなく番号をナンバリングしたほうが分かりやすいのではないか。後々答申を活用する際も、矢印の何個目などというのは特定しづらく①②③などとあったほうが議論しやすい。また①は何を行うのかははっきりわかるように記載があった方が、せっかく良いことを書いても埋没してしまうことを危惧するので、ぜひ工夫いただけるとありがたい。

(高橋専門調査員) 図表25は年齢別データを追加する。また図表26を踏まえた数値への修正、1文字スペースの箇所も削除する。体系図と第4章との関連性について、相互に重複している箇所もあり、また今後計画を策定する中で検討事項ともなるため明確には示しづらいかと思う。例えば、体系図に「(重点項目2)」など、第4章の項目で関連するものを記載することはできるが、それで関連性が少し示せることができるか、御意見いただければありがたい。また第4章の構成に関して、ナンバリングし小見出しを入れるという御提案をいただいた。対応は可能であるので、ぜひ審議会として御判断いただきたい。

(村尾会長) 今、論点として挙がっているのは、第4章の項目の順番で、現在の1をこのままで冒頭に位置付けるか、変えるか。また2と5を隣接させるか、その場合どこに入れるか。また松本委員からの御意見として、ナンバリングと見出しを入れてわかりやすくする。最後に体系図案の施策に第4章の項目番号を記載して、対応関係をわかりやすくするという御提案があった。

(樋口委員) 順番について、5番の男性にとっての男女共同参画に関して、「社会の様々な分野において指導的地位に着く男性が多い点からも」という一文があるがここはとても重要だと感じる。個々の男性が家庭の中の家事を担うだけではなく、社会の中で有意的な立場に就く男性が多く、その方々の意識を変えていくことが企業や社会の決定変革につながっていくことを考えると、「働く場における女性の活躍推進」のあとに5を持ってきて、その後に2の広報を置く、いわば3、4、5、2という順番はどうか。また16ページに「今後も、男女共同参画施策についてノウハウや知見の蓄積のある男女共同参画センターの強みを活かしながら」という一文があるが、明記されているのが重要であり、今後の取組を期待したい。なお、12ページ2行目の「数値の木全」はどういう意味か。また22ページのキャリアサポートとコネクションズかわさきに関して、ヒアリングを踏まえた記載となっているが、その際「連携の強化」も提言しなかったか。その一文を追加してもよいのではないか。

(高橋専門調査員) 樋口委員から第4章順番について、1、3、4、5、2、6、7という御提案をいただいた。12ページは「数値の改善」に修正する。22ページのヒアリングの箇所は、提言を再確認し修正する。

(村尾会長) 他に御意見のある方はいるか。

(高橋専門調査員) 現在の論点としては、①第4章の項目の順番、②第4章にナンバリング、見出しを入れる、③体系図案に第4章の関連する重点項目の番号を入れる、④民間団体との連携について、民間団体代表の委員から御意見あればいただく、という4点かと認識している。

(村尾会長) 以上の論点について、お考えをお聞かせいただきたい。

(阿部委員) ナンバリングと小見出しの追加は賛成である。後は他の委員の議論にお任せする。

(新井委員) 31ページの体系図について、基本施策のインデントがずれているので修正を。図表が本文の後にまとめて掲載されているが、本文中に入れるのはどうか。都度、ページをめくる必要がある。ただ人によっては見えにくくなるかもしれない。民間団体の記載はどこになるか。

(高橋専門調査員) 現状では、第4章の1の女性支援の個所で民間団体との連携の重要性が記載されている。

あとは、3で民間企業における管理職登用、2の広報や4の女性活躍に関して、市が民間団体に向けてモデルとなるよう取り組むといった記載がある。戒能委員からは、民間団体への働きかけだけではなく、また女性支援に限定せず連携のパートナーとして重視すべきではないかという御意見をいただいた。その点は7の体制の充実に記載したいと考えている。

（新井委員）民間団体における女性の登用について、女性が多いか少ないかなど割合の話になりがちだが、行政だと学校の校長先生や教頭先生は女性が増えているが一方で、民間団体は企業によって状況が異なる。女性が多いと男性リーダーのほうが多まりやすいような気もするし、その逆もしかりである。何かデータに基づいて女性の割合が増えた方がよいと示した方がよいのではないかな。

（岩崎委員）民間団体を巻き込んでいくという点で、「かわさき☆えるぼし」を取得する要件はなにか伺いたい。

（村尾会長）毎年度募集しており、応募する企業は書類を提出し、それを認証部会で審査して認証する流れとなる。

（岩崎委員）選考で落ちる場合もあるのか。

（村尾会長）認証の基準がクリアできるよう事務局で助言などもしていると認識している。

（高橋専門調査員）「かわさき☆えるぼし認証企業」とは市内で従業員300人以下の企業を対象にする制度であり、川崎市でも75%の人が中小企業に勤めているが、一方で中小企業は大企業に比べるとワーク・ライフ・バランスなどの取組が進んでいない現状がある。このため2018年にこの制度を開始した。国のえるぼし認定も参考にしているが、川崎市の制度の特徴は、中小企業がこの認証をきっかけに女性活躍に取り組めるよう、国に比べると認証要件が高くない特徴がある。審査は審議会の部会に行なっていただくが、申請があった企業は審査に通るように事務局でもバックアップしている。

（岩崎委員）各企業の状況を見ると意識や制度面での改善が必要だと感じており、えるぼし認証制度はよい取組だと感じる。答申でも成功事例を発信とあるが、認証によって採用人数が増えたなど、認証後どうなったかの成功事例をより発信することで、この制度の価値が上がっていくのではないかな。

（北野委員）就労支援に関して、答申とどのように関連づけられるか分からないが、川崎市では健康福祉局で短時間雇用プロジェクト（障害者施策の一つ）を行っており、自社も参加し実際に女性を雇用したケースがあった。それに派生して、健康福祉局だけではなく経済労働局や市民文化局と一緒に作ったプラットフォーム、会議があり、ダイバーシティサポートかわさきという就労支援を請け負う団体も参加している。そうした取組についても言及したらよいのではないかな、参考までに共有する。

（嶋田委員）22ページの就労支援に関して、最近では起業に向けた支援が行われており、川崎産業振興財団では起業家塾を実施しているが、女性の参加者が増えていると聞いている。図表については、個人的には文章中より最後にまとめて、文章は別に読めた方が読みやすい気がした。

（森委員）第4章の順番については、1番を最初にすること、2番と5番を隣接させることにも賛成である。1、3、4、2、5か、1、3、4、5、2かは内容を精査して決めればよいのではないかな。7番に民間企業のことを追記すること、ナンバリングにも同意する。

（村尾会長）皆様から一通り発言いただいたが、追加で発言された方はいるか。事務局から何かリプライはあるか。

（高橋専門調査員）新井委員と嶋田委員からいただいた図表の場所について、もし可能であれば現状の通り本文後に置かせていただければと思う。図表によっては複数回出てくるものもあり、また既に本文と図表を入れて50ページになっているため、図表を入れた場合、本文がさらに長くなることを懸念する。民間団体について、新井委員から団体によって特性も異なるため、データに基づいて記載した方がよいのではという御意見があった。19ページの個所で可能な限り、各民間団体の意思決定の場における女性の割合を記載している。新井委員の御意見のように団体の違いを踏まえることは重要だが、日本の現状として依然として意思決

定の場において女性が寡少であることも大きな課題であり、答申としてはまずは女性の割合を上げるということをデータを用いながらご提言いただければと思っている。岩崎委員からの成功事例の発信については追記する。北野委員からの短時間雇用プロジェクト、嶋田委員からの企業家支援については、内容を確認し関連する箇所があれば修正する。第4章の順番については、現状1、3、4、2、5、6、7か、1、3、4、5、2、6、7かの二択に絞られたのかと認識している。

（村尾委員）図表の位置については、事務局の説明の通り現状の構成でよい。皆様から御意見なしということでこのままにする。章立てについては、2の広報と教育を5の男性にとっての男女共同参画の前に位置付けるか、後にするかである。

（高橋専門調査員）内容としては働く場に関することが3、4、5と続くので、5、2の順番にした方がよいかもしれないが、これは並べてみて次回又議論して決めるのがよいかもしれない。

（村尾会長）ではそのような形で次回確認する。実際に文章があった方が、各委員も検討しやすいと思う。

（高橋専門調査員）承知した。1、3、4、5、2、6、7の順番で並べて次回御審議をお願いする。

（村尾会長）ナンバリングと小見出しについても、特に御異論なかったので採用という方向でお願いする。最後に私からの意見として、ジェンダー統計について答申で記載があるのはよかったが、「ジェンダー統計の実施」と記載するだけで意味がわかるかを懸念した。例えば「ジェンダー統計（男女別集計）」など括弧書きで補足するのはどうか。また施策の方向性に関して「性別によって異なるニーズを把握するとともに、全ての施策事業において固定的な性別役割分担を再生産することがないように、男女共同参画の視点から点検・評価していく」とあり、これは市の全ての施策を点検・評価する際にジェンダー統計の観点からも点検・評価するという構造になると思うが、誰に求められるのかを明記していただきたい。各部局のジェンダー統計意識が高くない状況で、各部局で取り組んでほしいという強めのメッセージが出るとよい。

（高橋専門調査員）ジェンダー統計の理解は課題となっており、御指摘いただいたとおり括弧書きで補足を入れる。なお、ジェンダー統計の実施においては性的マイノリティも含む性別項目を入れるのが一般的だと思うが、「ジェンダー統計（男女別集計）」でよい。例えば「ジェンダー統計（性別項目の把握）」なども案として考えられるか。

（村尾会長）その記載だと女性だけ把握すればよいという理解になることを懸念する。国連の統計部局でもジェンダー統計はセックスに基づく集計であると定義している。もちろん性的マイノリティのニーズ把握のための項目を別途立てて集計することは、例えば川崎市の市民意識調査で行ったようにあってよいが、通常はそうした情報は各部局に集積されているわけではない。

（高橋専門調査員）重要な点は、性的マイノリティを把握するとしても、男女で比較する意識を持つことであると認識した。そうすると例えば「男女で比較可能な集計の実施」はどうか。

（村尾会長）その記載を初出の「ジェンダー統計」の個所に括弧書きで補足するようお願いする。

（高橋専門調査員）承知した。この記載だと、性的マイノリティも把握しながら、分析としては男女で比較するという視点が両立しうるかと思う。また用語解説の個所でもジェンダー統計について説明を入れる。点検・評価に関しては、行政が行うという点の強調が必要かと思うので、主語を明確に入れる形で修正する。

（岡田委員）5ページと13ページで性加害に関する記載があるが、性加害は親告罪ではなく非親告罪になっている点を改めて強調していただきたい。当事者も知らない方が多いという印象持つ。20ページの職員アンケートに関して、女性職員が「責任のある職につきたいと思わない理由」があるが、男性に比べて女性の自己肯定感の低さが有意にあることが調査データから分かっているかと思う。そうした数値があれば記載し、女性のキャリア支援の必要性を強調していただきたい。23ページのかわさき☆えるぼしについて、認証企業が建築業などの業態に偏っている印象を受けているので、多様な業態の企業が認証されることが必要といった文言があると市にとってもよいのではないかと。

（高橋専門調査員）非親告罪に関して刑法改正の内容の一つとして追記する。職員アンケートについては引

用元のデータを確認して、自己肯定感に関するものがあれば追記する。もし岡田委員から調査結果など把握されていれば御共有いただけるとありがたい。かわさき☆えるぼし認証企業の業種拡大は市としても課題と認識しており、御指摘を踏まえて修正する。

（村尾会長）答申案については本日の議論を踏まえて修正をお願いする。次回も答申案について引き続き議論していく。

議題（２）その他

《事務局から、資料3、資料4、資料5の説明》

（前回の摘録は確定、本日の摘録は委員に後日送付）

（次回の審議会は２月２５日（火）１４時から１６時、オンライン開催）

以上